

自然公園等小委員会の設置について

平成 25 年 3 月 26 日

平成 26 年 10 月 27 日一部改正

自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、自然公園等小委員会を置く。
- 2 自然公園等小委員会は、自然公園法（昭和 32 年法律 161 号）及び自然環境保全法（昭和 47 年法律 85 号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（国立・国定公園の新規指定及びこれに伴う公園計画の決定、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の新規指定及びこれに伴う保全計画の決定並びにその他の自然公園法及び自然環境保全法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
 - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更に関するもの
 - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更に関するもの
 - ハ 国立公園の公園事業の決定等及び生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
 - ニ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の区域の変更に関するもの
 - ホ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域における保全計画の変更に関するもの
 - ヘ 自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
- 3 自然公園等小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

中央環境審議会自然環境部会
自然公園等小委員会委員名簿

平成 26 年 10 月現在
は小委員長

【臨時委員】

小泉 透	独立行政法人 森林総合研究所 研究コーディネータ
小泉 武栄	国立大学法人 東京学芸大学名誉教授
桜井 泰憲	国立大学法人 北海道大学大学院水産科学研究院特任教授
下村 彰男	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
中静 透	国立大学法人 東北大学大学院生命科学研究科教授
堀内 康男	国立公園関係都市協議会会長（黒部市長）
宮本 旬子	国立大学法人 鹿児島大学大学院理工学研究科准教授

【専門委員】

江崎 貴久	鳥羽市エコツーリズム推進協議会会長・ 海鳥遊民くらぶ代表
大黒 俊哉	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
岩崎 春良	全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会 中央執行委員長
佐々木 邦博	国立大学法人 信州大学農学部教授
敷田 麻実	国立大学法人 北海道大学観光学高等研究センター教授
関 智子	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 青少年教育研究 センター主任研究員
辻本 哲郎	国立大学法人 名古屋大学大学院工学研究科教授
中村 太士	国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院教授
原 直道	日本土地山林株式会社 代表取締役社長
広田 純一	国立大学法人 岩手大学農学部教授
深町 加津枝	国立大学法人 京都大学大学院地球環境学堂准教授
吉田 謙太郎	国立大学法人 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授